

千葉市高齢者施設開設準備経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における高齢者施設（以下「施設」という。）が開設当初から質の高いサービスを提供するために行う準備に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、千葉県介護施設等整備事業補助金交付金実施要綱（以下「県要綱」という。）第4の2（1）に規定する介護施設等の施設開設準備経費支援事業の交付の対象となる事業とする。

(補助金の算定)

第3条 補助事業の補助額については、別表の第1欄に定める施設等の区分毎に、第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 別表の対象経費の支出が複数年度にまたがり、その初年度の支出についてこの補助金の交付を受けた者については、前項中「第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に定める単位を乗じて得た額」とあるのは「第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に定める単位を乗じて得た額から前年度の決定に基づき交付を受けたこの補助金の額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市高齢者施設開設準備経費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容のうち、次の事項を変更（事業計画の内容を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）する場合には、補助事業者はあらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業に要する経費の配分

イ 補助事業の内容

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 前号による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

- (5) 補助事業者が、前号の命令に違反したときは、市長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。
- (6) 補助事業者は補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておくこと。
- (7) 事業を行うために締結するいかなる契約についても、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取り扱いに準拠すること。
- (8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (9) 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。
- (10) 補助事業者が市長の承認を受けて前号の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (11) 補助事業者は、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (12) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に補助事業者は、仕入控除税額報告書（様式第11号）により速やかに、事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日（閉庁日の場合は、前閉庁日）までに市長に報告するものとする。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず本部（または本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長にこの補助金に係る仕入控除額があることが確定したことの報告があった場合には、当該仕入控除税額を市に納付するものとする。

- (13) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認め、個別に付する条件がある場合については、これを遵守すること。
- (14) 市長は、補助事業者が次のアからウまでのいずれか一に該当した時は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがある。
- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助金の交付決定の内容又は（1）から（13）までにより付した条件その他法令に基づ

く命令に違反したとき。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市高齢者施設開設準備経費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更交付の申請等)

第7条 補助事業者は、第5条第1号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市高齢者施設開設準備経費補助事業変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市高齢者施設開設準備経費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

3 補助事業者は、第5条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市高齢者施設開設準備経費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、規則第12条の規定による報告をしようとするときは、補助事業が完了してから30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに千葉市高齢者施設開設準備経費補助事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市高齢者施設開設準備経費補助金額確定通知書（様式第7号）によるものとする。

(交付の請求)

第10条 補助事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市高齢者施設開設準備経費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(決定の取消通知)

第11条 市長は、第5条第14号の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、千葉市高齢者施設開設準備経費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市高齢者施設開設準備経費補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、千葉市高齢者施設開設準備経費補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年７月１７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年１２月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年８月１日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は平成２７年１１月５日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は平成３０年１０月１日から施行し、平成３０年１０月１日から適用する。

附 則

この要綱は令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は令和３年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は令和５年９月１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は令和６年８月１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は令和６年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は令和８年１０月１日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表

1 施設等の区分	2 交付基礎単価	3 単位	4 対象経費
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,120 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	円滑な開設、既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
養護老人ホーム（定員 30 名以上の広域型施設）			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症高齢者グループホーム			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	18,800 千円	施設数	